

番号	要望事項（質問事項） 1
項目	<p>関電が作った「第三者委員会」の報告を待つのではなく、政府、国会等の責任で「原発マネーの還流」を徹底究明するよう求めること。</p>
<p>(回答)</p> <p>関西電力株式会社役員等による福井県高浜町元助役等からの金品等受領事案について、電力事業はその公益性・公共性に鑑み、利用者からの信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、最大限の情報開示が行われるべきと考えています。</p> <p>したがって、令和元年 9 月 30 日（月）に、同社に対して、事案の詳細を本市に報告するよう求めるとともに、市民等に対しても説明責任を果たすことを強く要請しました。</p> <p>関西電力株式会社においては、十分な客観性・透明性のもと調査がなされるべきとの本市要請の趣旨を踏まえ、10 月 9 日（水）に、事案の全容解明のため、独立した立場の社外の委員のみから構成される第三者委員会を設置し、現在、調査が行われているところであり、まずは同委員会において、全容が明らかにされるべきものと考えています。</p> <p>国においても、関西電力株式会社に対して、事実関係や他の類似事案の有無に関し徹底的な調査と原因究明を進めるべく、電気事業法に基づく報告命令が出されるとともに、第三者委員会の調査を踏まえ、厳正に対処する方針が示されていることから、引き続き、本事案の究明に向けた取り組みが行われていくものと考えています。</p>	
担当	財政局 財務部 財源課      電話：06-6208-7733

番号	要望事項 2
項目	関電の原発の運転・工事・審査はストップすべきと表明すること。関電に対し、働きかけること。
<p>(回答)</p> <p>本市は、関西電力株式会社の株主として、同社の平成 24 年度第 88 回から本年度第 95 回までの定時株主総会において、8 年連続して「脱原発と安全性の確保」や「原子力に代わる多様なエネルギー源の導入」等を求める株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています。</p> <p>また、原子力発電所に関し、論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全性を確保する観点から、原子力規制庁等、国の機関に対して、「原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決」について、市として要望しております。</p> <p>その他、関西広域連合として、「再稼働の手続きと判断基準」を含む包括的な制度的枠組みを整備することなどを、国に対して要請しております。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3479

番号	質問事項 2 (1)
項目	<p>関電は「第三者委員会」の報告(12月下旬)すら待たず、高浜原発4号炉の原子炉起動を12月中旬に予定しています。<u>高浜4号炉の原子炉起動に反対する、と表明すべきではありませんか?</u></p>
<p>(回答)</p> <p>要望事項2の回答にもありますとおり、関西電力株式会社の株主として、株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています。</p> <p>また、原子力発電所に関し、論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全性を確保する観点から、原子力規制庁等、国の機関に対して、「原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決」について、市として要望しております。</p> <p>その他、関西広域連合として、「再稼働の手続きと判断基準」を含む包括的な制度的枠組みを整備することなどを、国に対して要請しております。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3479

番号	質問事項 2 (2)
項目	<p>その上、定期検査中の高浜 4 号炉では、蒸気発生器(SG)の細管 5 本に損傷が見つかっています。3 台ある SG の内、C-SG の 3 か所の損傷について、関電が点検状況を出しています。(10 月 17・29 日)。それによると、最大の傷は、長さは円周方向に約 8mm、深さは、厚さ約 1.3mm の細管肉厚の約 60% にも達しています。損傷(減肉)の原因はまだ明らかになっていませんが、関電は「異物の接触による可能性が考えられることから、SG 内の調査を行う」としています(10 月 29 日プレスリリース <a href="https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/1029.15.html">https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2019/1029.15.html</a>)。</p> <p>実は昨年にも、高浜 3 号炉で同様の損傷がありましたが、関電は「異物は発見できなかった」と原因究明を放棄し、運転を再開してしまいました。このようなことは到底許されません。<u>高浜 4 号炉の細管の損傷について、少なくとも、異物を完全に特定し、原因を取り除くまで運転再開は認められない、と表明すべきではないでしょうか。</u></p>
	<p>(回答)</p> <p>要望事項 2 や質問事項 2 (1) の回答にもありますとおり、関西電力株式会社の株主として、株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています。</p> <p>また、原子力発電所に関し、論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全性を確保する観点から、原子力規制庁等、国の機関に対して、「原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決」について、市として要望しております。</p> <p>その他、関西広域連合として、「再稼働の手続きと判断基準」を含む包括的な制度的枠組みを整備することなどを、国に対して要請しております。</p>
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3479

番号	質問事項 2 (3)
項目	高浜 3 号炉、大飯 3・4 号炉は、今も運転中です。 <u>高浜 3 号炉、大飯 3・4 号炉の運転止を求める、と表明すべきではありませんか？</u>
<p>(回答)</p> <p>要望事項 2 や質問事項 2 (1)、(2) の回答にもありますとおり、関西電力株式会社の株主として、株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています。</p> <p>また、原子力発電所に関し、論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全性を確保する観点から、原子力規制庁等、国の機関に対して、「原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決」について、市として要望しております。</p> <p>その他、関西広域連合として、「再稼働の手続きと判断基準」を含む包括的な制度的枠組みを整備することなどを、国に対して要請しております。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3479

番号	質問事項 2 (4)
項目	<p>関電は、40 年超えの老朽原発高浜 1・2 号炉、美浜 3 号炉の来年再稼働に向け、安全対策工事を進めています。しかし、これらは原子炉圧力容器、電気ケーブルを取り替えることはできず、一層危険です。<u>高浜 1・2 号炉、美浜 3 号炉の再稼働反対と廃炉を求める、と表明すべきではありませんか？</u></p>
<p>(回答)</p> <p>要望事項 2 や質問事項 2 (1)、(2)、(3) の回答にもありますとおり、関西電力株式会社の株主として、株主提案を行っており、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や使用済み核燃料の最終処分方法の確立等の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しないよう強く求めています。</p> <p>また、原子力発電所に関し、論理的に想定されるあらゆる事象について万全の安全性を確保する観点から、原子力規制庁等、国の機関に対して、「原子力発電の安全性確保のため、世界最高水準の安全基準の設定、審査指針・検査マニュアルの充実などの促進及び使用済み核燃料の処理問題の解決」について、市として要望しております。</p> <p>その他、関西広域連合として、「再稼働の手続きと判断基準」を含む包括的な制度的枠組みを整備することなどを、国に対して要請しております。</p>	
担当	環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策担当) 電話：06-6630-3479

番号	要望事項（質問事項） 3
項目	<p>関電は、市民の署名を直接受け取ることを拒否しました。署名に関電担当社員が受け取り、協議の場を設定するなど、市民に対し真摯な態度をとるよう、関電に働きかけること。</p>
<p>（回答）</p> <p>関西電力株式会社役員等による福井県高浜町元助役等からの金品等受領事案について、電力事業はその公益性・公共性に鑑み、利用者からの信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、最大限の情報開示が行われるべきと考えています。</p> <p>したがって、令和元年 9 月 30 日（月）に、同社に対して、事案の詳細を本市に報告するよう求めるとともに、市民等に対しても説明責任を果たすことを強く要請しました。</p> <p>なお、株主には会社に対して第三者に対する誠実義務を果たすよう指導する権限はなく、筆頭株主である大阪市として、署名の受け取りや協議の場の設定などに関して、真摯な態度を取るよう同社に指導する権限は有しておりません。</p>	
担当	財政局 財務部 財源課      電話：06-6208-7733